### (趣旨)

第1条 この告示は、市の資産を広告媒体として有効な活用を推進するとともに、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、それらの資産に民間企業等の広告を掲載又は掲出することに関して、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
    - ア 広報紙等印刷物
    - イ ウェブページ
    - ウ その他広告媒体として活用できる資産で市長が別に定めるもの
  - (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

# (広告掲載の基本)

第3条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、 広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

### (広告の範囲)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。
  - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 政治性のあるもの
  - (4) 宗教性のあるもの
  - (5) 社会問題についての主義又は主張
  - (6) 個人の名刺広告
  - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
  - (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (9) 屋外における広告については、その内容及びデザインが交通の安全を阻害するおそれのあるもの

- (10) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザインに関する 個別の基準が必要な場合は、別に定める基準による。

# (規制業種又は事業者)

- 第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告掲載はしない。
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で風俗 営業と規定される業種
  - (2) 風俗営業類似の業種
  - (3) 消費者金融
  - (4) たばこの製造販売
  - (5) ギャンブルにかかるもの
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号 に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
  - (7) 規制対象となっていない業種で社会問題を起こしている業種や事業者
  - (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
  - (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による 再生手続中又は更生手続中の事業者
  - (10) 各種法令に違反しているもの
  - (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
  - (12) その他市長が不適当であると認めるもの

# (広告媒体の種類及び規格等)

第6条 広告掲載を行う広告媒体の種類及び規格並びに広告掲載位置等は、当該広告媒体 ごとに別に定める。

### (広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、予定価格及び広告を掲載する事業者の選定方法については、当該 広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定める。

## (ウェブページに関する基準)

第8条 ウェブページに関する広告掲載における第3条、第4条及び第5条の適用については、 当該広告を掲載するウェブページに加え、当該広告がリンクしているウェブページにつ いても適用する。

# (広告掲載の手続き)

第9条 広告掲載を行おうとする場合は、広告掲載を行おうとする部署の長が企画部長と 合議の上、第6条に規定する広報媒体の種類及び規格等並びに第7条に規定する広告募集 方法等を決定するものとする。

### (審査機関)

- 第10条 広告媒体に掲載する広告に関する疑義事項を審査するため、瑞穂市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査会の委員は、次の職にある者をもって充てる。
  - (1) 副市長
  - (2) 部長職
  - (3) 秘書広報課長
- 3 審査会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理する。
- 5 副委員長は、企画部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委 員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

## (会議)

- 第11条 審査会の会議は、広告の内容、広告の掲載又は掲出その他広告掲載に関して疑義 が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。
- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意 見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第12条 審査会の庶務は、秘書広報課において処理する。

### (その他)

第13条 この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附則

この告示は、公表の日から施行する。

# (屋外広告に関する基準:第4条関係)

内容	何
広告媒体に掲載しないもの	
(1) 都市の美観風致を損なうおそれがあるもの	
ア 会社名、商品名を著しく繰り返すもの	
イ 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用する	
もの	
ウ 美観を損ねるような、著しくどぎついもの及びく	
どいもの	
エ 景観と著しく違和感があるもの	
オ 意味なく、身体の一部を強調するようなもの	
カ 著しくデザイン性の劣るもの	
キ 内容の意味が不明なもの	
ク 公衆に不快感を起こさせるもの	
(2) 交通事故を誘発する危険性がある等、交通の安全を	
阻害するおそれのあるもの	
ア 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの	
(ア) 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの	
(イ) 信号、交通標識等と類似するもの又はこれら	
の効用を妨げるおそれがあるもの	
(ウ) 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及び	
これらに類する材料を使用するもの	
イ 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれが	
あるもの	
(ア) 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性	
のある内容が大半を占めるもの	
(イ) 水着姿及び裸体姿等を表示し、著しく注意を	
引くもの	
(ウ) デザインがわかりづらい等、判断を迷わせる	
もの	
(エ) 絵柄や文字が過密であるもの	